

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付委員会設置要綱

(設 置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項、第14条、第32条第1項及び第3項並びに附則第3条第1項、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項及び第8条第1項並びに児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条の規定による資金の貸付業務につき、その円滑な実施と有効適切な運営を図るため、岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を聴取する。

- 一 貸付申請者に貸付けを行うことの可否
- 二 貸付金の種類及び金額並びに償還の期限及び方法
- 三 修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金の貸付期間

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び若干人をもって組織する。

2 委員長、委員の職名については、別表1をもって充てる。

3 委員の任期は3年とする。ただし、任期期間満了の日までに委員より何らかの意志表示がないときは、さらに3年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

4 委員に欠員を生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長の責務)

第4条 委員長は委員会を総括する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 会議は、毎月別途定めた日に開催する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課において

処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

母子父子寡婦福祉資金貸付委員会名簿

区 分	職 名	備 考
委 員 長	健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長	
委 員	一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会長	
委 員	岐阜県民生委員児童委員協議会被推薦者	
委 員	教育委員会事務局教育財務課管理経理係長	
委 員	健康福祉部地域福祉課生活支援係長	
委 員	環境生活部私学振興・青少年課私学助成係長	